

**(3) 放課後子ども推進事業（文部科学省）との連携促進** **203百万円**

両事業の効率的な運営方法を協議する委員会や、一体的な活動を促すコーディネーターの設置、指導者（員）研修を実施する。

**2. 地域における子どもの健全育成や子育て家庭への支援の充実**

**(1) 地域における子育て支援拠点の拡充** **12,017百万円**

- ・ 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）について、身近な場所への設置促進を図る。
- ・ ひろば型のうち、多様な子育て支援活動の実施や関係機関等とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い機能拡充を図るものについて新たな補助単価を設定する。

7,025か所 → 8,500か所

**(2) 民間児童厚生施設等の活動の推進** **1,242百万円**

- ① 児童館、児童センター等の活動の推進
  - ・ 民間児童館等が行う文化、創作、体力増進等の活動を推進する。
- ② 児童福祉施設併設型民間児童館事業の推進
  - ・ 民間の児童福祉施設に児童館を併設し、児童福祉施設の専門的な養育機能を活用した事業を実施する。

**(3) 母親クラブ、子育てサークル等の育成支援** **189百万円**

- ・ 子どもを事故や犯罪から守るための活動をはじめ、親子や高齢者との交流活動や子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを積極的に地域で実施する自主的グループへの支援を行う。

**(4) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進** **126百万円**

- ・ すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。  
また、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナー等を実施する。